

政治倫理審査会記録  
(対象議員：森山喜久議員)

令和4年10月3日

【開催日】 令和4年10月3日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時10分

【出席委員】

会 長	伊 場 勇	副 会 長	中 島 好 人
委 員	大 井 淳一朗	委 員	奥 良 秀
委 員	中 岡 英 二	委 員	宮 本 政 志
委 員	矢 田 松 夫	委 員	吉 永 美 子

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

傍 聴 議 員	岡 山 明	傍 聴 議 員	白 井 健 一 郎
傍 聴 議 員	恒 松 恵 子	傍 聴 議 員	福 田 勝 政
傍 聴 議 員	森 山 喜 久	傍 聴 議 員	山 田 伸 幸

【事務局出席者】

事 務 局 長	河 口 修 司	事 務 局 次 長	島 津 克 則
事務局主査兼議事係長	中 村 潤 之 介	事務局庶務調査係書記	岡 田 靖 仁

【審査内容】

- 1 調査請求の適否
- 2 その他

午前10時 開会

伊場勇会長 皆さんおはようございます。ただいまより第2回山陽小野田市議会議員政治倫理審査会を開会します。まず初めに宮本議員からパソコンの使用の許可を求められておりますので、これを許可いたします。それと本日の資料として、別紙のとおりお手元にあると思いますが、調査請求書が出ております。これは宮本議員が情報公開で請求されて、この委

員会でということで資料が来ました。これを許可しましたので皆さんのお手元にあるということです。そして、本日報道関係者の方から、撮影したいとの申出がありました。御存じのとおり政治倫理審査会は、個人情報保護の観点からということで、審査の中で市民、企業の方の名前が出ることもあるかもしれないので、個人情報保護の観点からユーチューブ配信を行っておりません。その趣旨から動画撮影については、審査会の冒頭から暫時休憩までの間、これを許可いたします。暫時休憩後は、写真撮影のみ許可いたしたいと思います。続きまして、前回の審査会では、事務局から調査請求書の説明がありました。本日以降、審査会で政治倫理条例第7条の審査会の審査する事項であります調査請求の適否、本日はまず適否からやるということです。その後、政治倫理基準に違反する行為の存否、政治倫理基準に違反する行為があると認めた場合における審査の請求の対象とされた議員に対する措置について審査していくこととなります。また、必要に応じて、被審査議員や関係者の出席を求めることもできますので、よろしく願いいたします。先ほど申しましたが、本日は調査請求の適否について審査する予定です。ここまで御意見はございませんか。大丈夫ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、審査に入る前に暫時休憩いたします。

---

午前10時5分 休憩

---

---

午前10時6分 再開

---

伊場勇会長 審査会を再開します。それでは調査請求の適否について審査に入ります。御意見はございますか。

中岡英二委員 それでは委員長を含めて、委員の皆さんに質問したいと思うんですが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）議員の在籍中又は現在でもいいんですが、自治会の役員として経験のある方はちょっと手を挙げていただけますか。議員をやりながら自治会の役員をされたとい

う方。そうした中で自治会の役員の仕事を議員の職務と違って役員をやられた方、挙手していただけますか。議員の職務として自治会の仕事をやられたという方はいないですよ。私も自治会の役員の仕事を議員の職務としてやらせてもらったことはないです。それでは本題に入ります。森山議員に出された調査請求書の該当事項には、山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第1号に該当するとなっております。この第3条第1号には、「市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないこと」とあります。私の考えるところ、こうした森山議員の自治会での事案は、議員としての職務に該当しないと思っております。よって、この政治倫理審査会で審査することではないとは思っておりましたが、やはりこの案件は、多くの方を巻き込んだ案件だと思います。しっかりと事実を積み重ねて、この政治倫理審査会において調査に適するものだと思います。適です。

宮本政志委員 今、中岡委員から委員全員に質問があつて、その趣旨というのを確認したいんだけど、私の解釈ね。議員になってから自治会長をされた経験があるかということと、今の説明の内容からいくと、例えばこういうことかな。私は議員になって自治会長はしていないけども、議員になる前は自治会長の経験がありますよ。当然会社の経営者もしていました。その自治会長の職務をするときに、私が自分の会社の経営者としての観点から自治会長の職務をしたことがありますかという問いかなと。いや全くそんなことはありません。経営者と自治会長の職務というのは全く分離して別の形でやっておりましたという解釈なんかな。だから、議員をやりながら自治会長をされたは方いらっしゃると思いますか。自治会長をしよるときに議員という立場で自治会長の職務をしていなかったでしょう。だから自治会長としての政倫審に関しては、議員として政倫審うんぬんというのは関係ないんだけども、いろいろな事情から、今回の政倫審に関しての適否は適当だと思います。そういうことを今言われたのかな。それを確認したかったんだけど。

中岡英二委員 今、宮本委員が言われたとおりです。

大井淳一郎委員 中岡委員が言われる意図は、自治会の職務と議員の職務は違うんだと。自治会の役員をやっている間は、あくまでも自治会の会員としてやっていることであって、議員としてやっていないということを前提に言われたと思います。これは政治倫理の問題ではないんじゃないかという問いだと思います。それであれば、請求の適否というのは、そこは争ってくるのかなと思ったんですが、これだけの人を巻き込んでいるから、やらなくてはいけないという意図がちょっと見えません。あくまでも請求の適否で争わなくてはいけない事案じゃないかなと僕は思うんですけど、政治倫理の問題じゃないという意味ですよ、今言われるのは。

中岡英二委員 私の解釈からしたら、自治会での職務のことだと思うんですが、いろんな方を巻き込んで、この事実確認というのは、やはりやっていくべきじゃないかという考えになりました。だから適ということで、これから森山議員に対する政治倫理審査会は、事実をしっかりと確認しながらやっていくべきではないかというように解釈しました。以上です。おかしいですか。

大井淳一郎議員 これは政治倫理の問題だと捉えていますか。

中岡英二委員 そうです。

大井淳一郎委員 そうなんですね。それであれば、適だということなんですね。

中岡英二委員 大井委員が言われたとおり、初めは自治会の職務じゃないかなと思っていたんですが、やはりこれだけのいろんな方を巻き込んだ事案ですから、やはり事実を議会の中で確認し、慎重に話し合っていくのがベストじゃないかと思ひまして、適という判断をしました。いいですか。

おかしいですか。

大井淳一郎委員 もちろんそれはそれぞれの委員のお考えなので、ほかの委員の意見も聞かなくてはいけない件だと思っています。私は、今言われたとおりの論法でいくなれば、請求の適否のところ、議論していく問題かと思ったものですから、今のような質問させていただきました。中岡委員の考えなので、それについては否定しません。ただ一点、事実を明らかにしていくとおっしゃいましたが、森山議員で問題になっている事実を明らかにしていく中で、私たちができることは限界があると思うんですよ。要は刑事事件に関わるようなことは、私たちはできませんので、その辺は認識されての御発言ということによろしいでしょうか。

中岡英二委員 私も政治倫理審査会のことに関しては、少し勉強させていただきました。そこまでの話は考えておりません。

伊場勇会長 そのほか意見はございませんか。今、中岡委員と大井委員から適てよろしいんじゃないかということをお願いいただきましたが。

大井淳一郎委員 私はもっとこの請求の適否について、それぞれの議員で議論するかなと思ったんですけれども、いみじくも中岡委員から事柄の性質上、結構新聞とかにも出ているというか、影響の大きさを鑑みての判断だと思いますので、私もそれを尊重したいと思います。ですので、ほかの委員がよろしければ適ということ。

伊場勇会長 そのほか、議員からは、御意見ないでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり) 様々な意見、思いがあるかと思いますが、事実を明らかにするために、行動規範である政治倫理審査会として適といたします。よろしいでしょうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) それでは次に移ります。調査請求は適となりましたので、続いて請求者からの聞き取りが必要かと思われま。本日今から行おうと思いますが、御異

議はございませんか。

大井淳一郎委員 従来であれば、請求者に来てもらって発言するものですが、今回は3人の請求者が出ておまして、その中の2人が委員ですので、よほど問題がなければ、中島副会長が説明するより、矢田委員から説明してもらって、質疑というか意見交換というか、そういうのをしていく流れがよろしいかなと思います。

伊場勇会長 大井委員の御意見で、矢田委員が当審査会のメンバーでございます。矢田委員が請求者として1名での請求者からの聞き取りということによろしいですか。

矢田松夫委員 そのとおりやっています。

伊場勇会長 分かりました。

宮本政志委員 今の流れに異議があって、今から請求者の聞き取りするんですよ。今の大井委員の話でいくと、この席のままの形でいって、そして矢田委員と言われたんだけど、この席でいくと中島委員に関しては、副会長という席に座っておられますよね。そうすると、その席の座り方というのは重要で、なかなか副会長というのは、委員会であろうと審査会であろうと発言しにくい部分と、それから請求者としてきちっと説明責任を果たすべきところもあると思うんで、私は席はきちっと請求者のほうへ変えていただいて、うんぬんしたほうが、このままだと違和感が出ると思うんで、きっちり席は変えていただきたいなと思うんです。請求者とこちらを分けるような形で。

伊場勇会長 御意見を頂きました。請求者の方と委員というふうにされたほうがいいと。正副はここで変わらないと思うんですけど、矢田委員が真ん中に来てということですよ。

大井淳一郎委員 手続を確認したいです。矢田委員は、委員ですので、1回席を外して、参考人じゃないんですけど、請求者としての立場に代わって、更に終わったら戻るといふ流れができるかということを確認したいんですが、事務局、答えられますか。そうなると思うんですよ。宮本委員がおっしゃるように、このままの形じゃやりにくいだらうということ、1回外れてということ。

中村議会事務局主査兼議事係長 本来の参考人制度というのは、例えば議員とか委員がいらっしゃって、その審査の中で足りない、その方たちだけでできない場合に呼ぶ制度だと認識しています。なので、今いらっしゃる委員が参考人という立場になるかということ、ちょっと疑念があります。今おっしゃっていたのは席の配置だけのことかなと思っていましたが、どうなんでしょうか。そこがちょっと事務局は理解できていないので、そこをはっきりしていただけたらと思います。

中島好人副会長 副会長の立場ですけども、退場して、改めて請求者となると、意見等が言えないという話になるんで、むしろ、ここの席できちんと話を相互に聞きながら、先ほどあったように事実を明らかにしていくという点では、一般の人からの申請とは違った意味でのやり方があるんじゃないかなというふうな感じがしています。2人は委員ですけども、私は説明者ではなくて、説明者は矢田委員とこういふことで進めたほうが、より良いんじゃないかというふうに私は考えます。

大井淳一郎委員 参考人という肩書をつけると事務局の言われたとおりになりますので、席の配置の問題ということで、そういう形で運用ができるのであれば、配置を変えればいいと思います。

中村議会事務局主査兼議事係長 大井委員がおっしゃった席の配置の件ですけども、本市の委員会は、恒例で委員長の横に副委員長、会長の横に副



会長が座っていらっしゃるけれども、一般的には長が前で、それ以外の方は横に座らず、委員席にいらっしゃるがありますので、今おっしゃったような柔軟な席の配置を審査会の中で可決していただければ、対面というか、席の配置は皆さんにお任せしますけれども、移動されても結構ではないかと思えます。

伊場勇会長 分かりました。そうしたら一つ提案なんですが、会長席として私はここにいます。私から向かって左側、矢田委員、中島委員で、大井委員と吉永委員は移動して、こちらに座るという運用で皆さんよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）暫時休憩します。

---

午前10時20分 休憩

---

---

午前10時23分 再開

---

伊場勇会長 それでは休憩を解きまして、再開します。先ほど請求者からの聞き取りを決定しましたので、この度請求者として矢田委員と中島委員に来ていただいております。この政倫審でしっかり事実を積み重ねていくために、時系列が複雑になってきているので、もちろん請求者に対しての御質問があるかと思えますが、ちょっと分かりにくい部分もあるかと思えます。議論を深めるために請求者、参考人ほうからも、どういった質問ですかとか、そういった内容の質問を許可しようと思えますが、皆さんいかがですか。御異議ありますか。（「ありません」と呼ぶ者あり）大丈夫ですか。そのように進めさせていただきます。それでは、請求者からの聞き取りを始めたいと思えます。

中岡英二委員 調査請求書の内容を聞く前にちょっと確認したいことがあります。この請求者の対象になる事由を証明する資料のことについてお聞きします。この資料、特に1、2、3の資料は、自治会の内部資料だと思うんですが、この資料を8月29日に出された調査請求書の審査会に提

出することを自治会に了解を取っているのか。多分取っておられると思うんですが、その辺をちょっとお聞きします。

伊場勇会長 この資料のことなんで、ちょっと初めに答えてください。

矢田松夫委員 これらについては、了解を取っております。ただし、了解の取り方が全会員を求めてやったものではありませんが、代表者の了解を得てやっておるということです。ですから約150世帯の会員の皆さんから一々了解を得たということはありませんが、その会を代表している方の了解を得たということでもあります。

宮本政志委員 恐らく今から説明するのに、この資料を使うであろうから、中岡議員は、その件を聞いたと思うんですけど、許可を得たというのをもう少し具体的にお聞きしていいですか。どのような形で許可を取られた。つまり、これは今回の政治倫理審査会の資料として出せる。そして出すということは、自治会のこういった内部文書に関してぱっと表に出るわけですから、それを御理解の上で、どのような許可の取り方をされたのか、そして、具体的にもう少しお聞きしたい。自治会の本当大事な資料で、手書きまでしてあるような資料なんで、後から議会にクレームが来たらいけないんで、もう少し詳しく許可の内容をお聞きしたい。

矢田松夫委員 先ほども言いましたが、自治会を代表する人の了解を得てやっているとことでもあります。それは口頭でやるのか、文書でやるのか、そのやり方と思います。許可のやり方は、口頭であります。

宮本政志委員 どういう説明をして許可を取られたのかということです。どなたですか。許可を取っていますだけじゃ分かん。政治倫理審査会にこういった資料を出したい、出しますよ、出したら、こういうふうに表にぱっと出るようになりますよ。そしてこれは■■■■■■■■■■でしょう。これは■■■■■■■■■■でしょう。■■■■■■■■■■の中に自治会の方が手書きでいっぱい書いて

いるでしょう。こういったものが表に出ますよということで、詳しく説明をこうこうこうしましたと。そしてどなたから、いつ、いいですよ、政治倫理審査会の資料としてというのを詳しく教えてくれと聞いているんですよ。

矢田松夫委員 これは、8月22日に政倫審に出したときに、それまでの日にちがありますよね。署名180人、その署名のうち約半数の方が自治会の方であります。それらの了解を得て、その内容について、皆さん方に署名を取って歩いたということでありまして、何ら許可が要るとかいうんじゃないくて、既に自治会の方にはこのような内容についてやっているということでもあります。

宮本政志委員 そうすると、私が情報公開請求させていただいた8月22日の調査請求書、皆さん資料でお持ちと思うけども、今の矢田委員の説明でいくと、この8月22日の調査請求に当たって、今日出されたこの資料、つまり、この請求書を出すときに添付した資料なんだから、許可をもらったと受け止められる。つまり、8月29日のあなた方が出した請求書に対して、この資料を使いますよ、提出しますよという許可を取ったと聞こえんのやけど。今日のあなた方が出した政倫審の請求書の添付資料として許可を取ったんでしょってこと。だから許可を取ったんなら、その許可を取った経緯を詳しく、どなたにいつ、どういう説明をして、これを今日のこの政治倫理審査会調査請求に対する添付資料として許可を取ったかをお聞きしとるの。前の8月22日がどうだこうで、そんなときにこれを出したから、これで許可を取っているからいいじゃないかと僕は受け止めたんだけど、それじゃ理解ができない。

中島好人副会長 自治会の会計等は、内部資料ではありません。これは公のものなんです。各自治会に市としても、委託金、補助金を出しています。ですから、そういうものは内部資料で出してはいけないというようなものではないというふうに思います。この資料について、何ら不適當なもの

のではない。これは事実を明らかにしていく確かな証拠となり得るものだ。だから、事実関係を明らかにしていくための大事な資料だと私は思っております。

宮本政志委員 僕の質問をよく聞いてほしい。あなたの今の主張とか考え方を聞いているんじゃないの。今日の政倫審の資料として、これを出したんでしょうと。出したのなら、その許可の経緯を詳しく説明してくださいと僕は質問しているの。これは別にいい資料だと思っておりますというあなたの見解を聞いているわけじゃない。それを聞いているの。それと事務局にお聞きしたい。情報公開請求して、皆さん出してもらいましたよね。やはりこういった書類というのは、きちっとルールに基づいて、手続をして、そして議会としてされるべき方法を取って出すべきと思っております。きちっとこういう資料の手続をしたの。だから、今のこの資料に関して、どういう許可を取ったかとお聞きしているの。中島副会長、申し訳ないけど、あなたが今こうこうで、これは自由に出せる書類と思いませんか、これはこうこうで、これを進めていくための証拠書類として必要なんですというあなたの御意見を聞きよるんじゃない。どういう許可を取ったんですかという許可の経緯を聞いているんですよ。ちゃんと答えてくださいよ。これは許可なしに出したのですか。

矢田松夫委員 添付する資料が、今日の審査会の資料に不適合だと、そういう言い方ですか。いやいや元があやふややから、許可も得てないものを何で出すのかというんじゃないくて、事前に配っている資料のその前の話を今されているわけ。その前というのは、許可を得た資料なのかという質問でしょう。だけど、今日の中身は、この添付資料の適否がどうなのかと、内容についてそぐわないのかどうなのか。そのことの審査じゃないんかね。その前の話かね。

伊場勇会長 ちょっと整理しますけど、適否についてはもう適になりました。今から聞き取りをする中で、恐らく使用されるであろう資料について質

間があったわけです。その許可の取り方というのを、これは自治会の資料ですけど、提出されていますから、資料として公文書になっております。このことについて自治会の方が皆さん了承されているんだらうと私は推測をしておりますが、これは私の意見でございまして、そのことについて今、委員から質問があったと理解しております。

矢田松夫委員 だから、私が言ったのは、自治会を代表する方の許可を得て、この資料を作っている、出したということ以外にはないでしょう。

伊場勇会長 代表の方というのは、個人名はいいですら。

矢田松夫委員 自治会長です。

伊場勇会長 自治会長の許可を取ったということですね。

矢田松夫委員 それ以上もそれ以下もないでしょう。

宮本政志委員 そうすると矢田委員、今の自治会長に、今回のあなた方が出した8月29日付けの調査請求書の添付資料として、こういった資料を出させていただきますねというような許可を取ったと断言されたわけですね。よろしいですね。

矢田松夫委員 そういうことです。

中岡英二委員 もう一点、疑問なのが資料の4です。森山議員弁解チラシとありますが、その内容を見ると自治会への弁解チラシであり、これは森山元自治会長の弁解チラシで、議員ではなく、元自治会長の弁解チラシに差し替えてもいいんじゃないかなと私は個人的には考えるんですが、その辺どんなですか。

中島好人副会長 そのときの思いもあるのかもしれませんが、提出されたのが令和4年7月20日ですから、このときは現に議員ですから、そのときに書かれたものとしては、自治会長というよりも、現在のこの文で僕はいいんじゃないかというふうに思いますけど。

宮本政志委員 今、中岡委員が言われた4番の森山議員弁解チラシに、弁解とか弁明とかありますけど、弁解が使われたのはなぜですか。あるいは弁解と弁明の違いを教えてくださいませんか。何でもこういう弁解チラシの弁解と使ったの。4番に森山議員弁解チラシと書かんでも、資料6には西善寺公会堂の積立金についてと、令和3年度自治会長森山喜久という名前を出しているわけでしょう。ちゃんとした文書で、名前を西善寺公会堂の積立金基金についてとあるんだから、このことについてと載せればいいじゃない。何でも弁解チラシなの。弁解と弁明の違いを教えてくださいよ。何か意図を持って、こういう弁解チラシと書いて出したの。それが聞きたいのよ。

矢田松夫委員 ちょっとそれは資料があるけれど、弁解というのは、一時しのぎのことを言うのが弁解、弁明と言ったら事実に基づいて話をするもの。だから、これについては、一時しのぎを1からずっと出しておるということであります。

宮本政志委員 そうですね。弁解というのは言い訳ですよ。弁明というのは物の道筋をきちっと説明して、明らかにしていましようという言葉で、辞典を引いたら分かるんだけど。でも、ここに西善寺公会堂の積立基金についてと、あなた方が出している資料に正式な文書の名前として出ているわけでしょう。それをなぜわざわざ言い訳と捉えられるような、つまり弁解チラシということは、森山議員言い訳チラシと載せるとということだから、何かこれわざわざ西善寺公会堂の積立基金で載せればいいところを、わざわざ弁解チラシという言葉使ってやるということは、何か陥れる意図でもあったんかなと思って、その辺りどういう理由で4番

を書いたのかを説明してくれと言うんですよ。

矢田松夫委員 これは、この間の積立基金についての疑惑、それについて、自らは弁解しているということの資料でありますので、これを読まれたら一目瞭然、この間の経過が出ておりますので、それ以外もそれ以下もありません。

宮本政志委員 今、確認取れましたね。そうすると西善寺公会堂の積立基金についてという正式名称を4番に使うんでなくて、森山議員が、この書類において弁解されたと言っているから、4番に弁解チラシと書いたんだということでもいいです。確認取れましたし、言質が取れましたから、いいです。理解しました。

吉永美子委員 弁解チラシと書かれておられるチラシを見ているんですけど、調査請求の対象となる事由の内容ということで、出されている中の①です。公会堂建設積立金 [REDACTED] を指摘されるまで通帳に入金していない。この指摘というのは、どこの時点で確認をされたのか、教えていただけますか。

伊場勇会長 吉永委員、それについては1回説明していただいて、その中でやっていただこうかなと思います。資料のことについて、疑義があったので、質問していただきました。それでは中身に入らせていただきます。調査請求の対象となる事由の内容ということで、1の①、②、③とありますが、それぞれ1①、②、③ということで、1回1回区切ろうかと思いますが、そのやり方でもよろしいですか。説明の仕方についてですが、請求者の方はそれでもよろしいですか。

矢田松夫委員 そのとおりでいいです。

伊場勇会長 分かりました。それでは①のところから請求者の方に説明を求め





官本政志委員 だから、それはその会場にいらっしゃった方が口々に「どうしたんだ」とか、「どこにやったんだ」とか、どうだという指摘なのか、あるいは、これは指摘されるまで通帳に入金してないことが問題だと、おたくらがおっしゃるのであれば、この日までに入れなくてはいけないという根拠が要る。その根拠を、総会を通じて自治会が期日を示したのかということを知っているの。ざわざわした中で、「どねしたん、どねしたん」と言って、これはこうでということなのか、西善寺自治会が総会で13日、今日時点でこうなんだということで、問題となるという根拠を総会の総意として森山前自治会長に示されたんですかということを知っている。

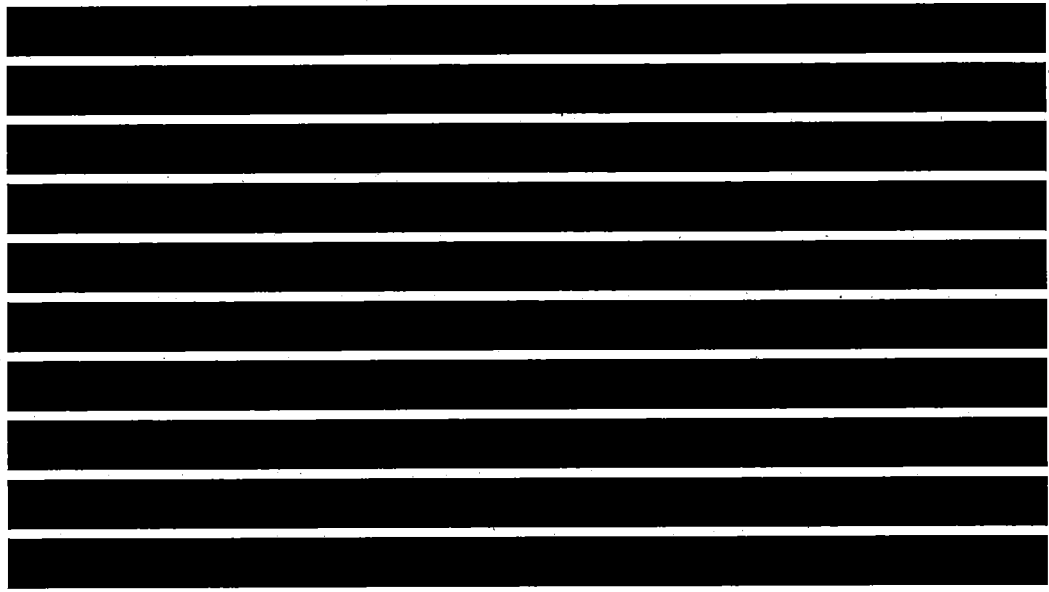
矢田松夫委員 そういう質問よりは、事前に [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 皆さん方が [REDACTED] の通帳はどこにあるのか、積立金の計算具合はどうなのか、これは普通自然でしょうがね。違うの。

伊場勇会長 ①、②、③を別々に行こうかなと思ったんですけども、請求者の方も説明するのに②、③のところも入ると考えますので、1回全部通して説明してもらえますか。

中島好人副会長 僕もそういうことを言おうと思ったんですよ。一つずつやると審議内容に入っていくんで、一応請求者から、請求する意図をばつと言ってもらって、それで深めていったらと思います。

矢田松夫委員 事前に資料を配られているんだから、その資料に基づいて質疑してください。それについて私が回答します。それで①については、先ほど言いましたように本年、令和4年3月13日の自治会総会で、参加された皆さん方から、お金がどうなっているのかというのは、この [REDACTED] [REDACTED] を見られて、皆さん方が報告の質疑をされたわけでありまして。二つ目

の令和2年度一般会計の虚偽記載については、既に皆さん方のお手元に



この疑惑、簡単に言えばそういうことであります。事前に皆さん方見ておられますので、その内容について疑義がありましたら、質問されたほうがいいと思います。

伊場勇会長 今①、②、③の説明が終わったということで、それについて質問を受けます。委員の皆さんからお願いします。（発言する者あり）それでは資料の4番かな、西善寺公会堂の積立金についてのところの説明もお願いします。資料4の説明をお願いします。

矢田松夫委員 これは①、②、③の全てに関わっておるんですが、主にこの弁解書については、森山議員の回答が全てここに載っておるということで、理由ですね。例えば、なぜ [redacted] に入れなかったのか。入れなかった理由は、「忙しかった」、「多忙である」、いろいろ書いてありますね。そういう理由を、あえて私が言うよりは、この弁解書を見れば分かるんじゃないかということで添付資料として出しているということです。

吉永美子委員 先ほどお聞きしたのが、①の指摘がされるまで、通帳に入金していないという話です。調査対象となる事由の内容で①が、こういうの

があるけれども、チラシを見ても、そういう事実は分からなかったので、お聞きして、改めて御説明があった13日の自治会総会で指摘があったといったことの実の確認が、このチラシではできないので、どのように事実確認ができますでしょうか。自治会総会で指摘を受けたということは書いていないと思うんですが。

矢田松夫委員 これは吉永委員、やっぱり議事録の公開しかないんですよね、  
どういう人が何を言ったというのは。私は参加者の伝聞というか、だから議事録を見てから、こういうふうにありますよじゃなくて、参加者に聞いたら、そういうことであったということですね。

吉永美子委員 今、御発言の議事録というのは、きちんと残っていて、その中に先ほど言われた通帳を持っていない、自宅に保管してあるという森山議員からお話があったという説明だったんですけど、そういったことが議事録にはきちんと載っているということですか。

矢田松夫委員 皆さん方も先ほど手を挙げられて、自治会長をやられた方がたくさんおられますが、総会の議事録については、市に出すということになっておりますので……（発言する者あり）なっていないですか。僕はずっと出しておりましたよ、会計報告と一緒に。うちの自治会の場合は、私が自治会長なので、こういうふうに決まりました、こういう規約の変更がありますというのは、全部添付資料で出しており、議事録にあります。（発言する者あり）西善寺は分かりません。だからさっき言ったように、質問に対しては、伝聞しかありませんということです。

伊場勇会長 参加した人から聞いたということですよ。聞いたことで動いているという話ですね。

矢田松夫委員 それともう一つは、後に開かれます7月24日の日にも、会議資料として出された資料の中にも、そのように書いてあります。

宮本政志委員 2人に確認したい。他人に聞いたことを全て正しい前提で出していらっしゃるんですね。きちっとした議事録、若しくはあなた方がその場におった、あるいは何か知らんけど、記録するものがあった。そういったもので確実に100%正しい記録の下で、こういったことをしているんじゃないくて、人からの又聞きを前提に正しいということで、そういうふうな理解でいいですか。

矢田松夫委員 それから、自治会の役員会で出された資料の中にも、そういうふうに掲載されているということでもあります。

伊場勇会長 もう一度お願いします。

矢田松夫委員 一つの資料は、当時の自治会長の代理である方の臨時総会の案内の中にも、そのように記載されています。

伊場勇会長 そのようにというところを少し教えていただけますか。

矢田松夫委員 令和3年度総会、3月13日、総会にもかかわらず、森山元会長に積立金の通帳を持参していないので持ってくるようにと幾ら言っても持ってこない。積立金が幾らあるのか説明せずということで、これは3月13日のことです。総会ですね。今度は4月17日のとき、ここでもお金の話をしたらということで、前会長と大喧嘩をします。お金が幾らあるのかが大事だと言ったがということで、前会長と大喧嘩すると。そういうお金の関係ですね。そういう資料が出されております。それとか臨時総会の日にも、3月の総会で私が責任持って解決するとは言っていない。これは4月の役員会で、前会長も責任を持って解決していくというのは、通帳のありかですね。そういう通帳のありかと通帳の内容について説明されています。そういった資料の中で、いろいろと出されておるということでもあります。

宮本政志委員 先ほどの私の質問に対する今の答えということで、きちっとした議事録、あるいはきちっとした何か記録という100%。そういったきちっとした総会、臨時総会、そういったものの内容を網羅した資料を基に作ったんじゃなくて、ある程度、会話あるいはやり取りが、メモ書きが分かりませんが、箇所、箇所で説明してあるものを前提として、このような説明をされていたらしゃると。お聞きしたい。西善寺自治会長の規約若しくは西善寺自治会長は、そういったお金というのは現金では駄目で、通帳に必ず入れなければならないという規約があるんですか。仮に通帳を記帳して残高があったと、通帳上は金額の記載があっても、実際には、通帳にお金が入っていなかったら問題でしょう。だから、ごめんね、話が複雑になったらいかん。西善寺自治会の規約には、現金では保管してはならない。持っていてはならない。必ず通帳に入れて、通帳の残高で証明しなさいという規約があるんですね。あるから、あなた方は通帳に入れていないということを問題にしていらっしゃると思うんで、その辺りを明確にお聞きしたい。

矢田松夫委員 そういうのはありません。見たことはないです。

宮本政志委員 じゃあ、通帳に入れておらず、通帳の残高がなくて、もし仮に現金があったとして、そこは別に問題じゃないということですか。何か通帳に入れていないことが問題とさっきから言いよったけえね。

矢田松夫委員 それが問題なんです。公金というお金は、本来なら [REDACTED] というお金を普通自宅に保管するののかという一般的な常識の中で、規約にはないですよ。直ちに積立金をすぐ通帳に入れなさいとか、それはない。ないけど、普通常識的に考えたら、令和元年のお金を、 [REDACTED] というお金を令和4年まで持つのか、自宅に保管するののかという一般常識の中で言っている。こういうところは規約の問題じゃないです。

宮本政志委員 あかね、私は別に矢田委員や中島副会長を責めよるんじゃないんです。冒頭でどなたかがおっしゃった、この政治倫理審査会というのは、司法の場じゃないですから、ちゃんとした事実を解明して、その事実の積み重ねによって、どうなのかという結論に向かっていく。政治倫理審査会というのは、私はそういうものだと思っていますから、責めているんじゃなくて確認しているんです。ただ、矢田委員が言われたのは、一般的にとか普通はというのは、解釈論の問題で、そうじゃなくて、通帳に残高を記載していなかったけど、現金もないと言うんなら問題ですよということなら分かるんだけど、現金はあって、通帳に入れていないだけで、何が問題なんですかと言っている。一般的にとか、普通はとか、客観論とか、主観論じゃなくて、現金はある、通帳に入れていない。西善寺の規約には必ず、例えば入金がある度に通帳に入金しなければならない、例えば入金して何日以内に記帳したものを、例えば全住民、若しくは会計監査に提示しなければならないというルールがあって、そのルールを破って、逸脱しているのであれば、そこが問題になってくるでしょうね。だけど今はルールがないんでしょう。だから通帳に残高がない、現金がある、一般論は関係ない。だからどこが問題なんですかというのを明確に聞きたい。それを明確に説明してよ。

中島好人副会長 別に規約、そういうものは多くは持っていません。規約にないから、ここにふさわしくないというのもおかしい話です。そういう通帳がないということは、現金があったということですよね。その現金は、どうなったのか。そこから疑惑が生まれているわけですから、それをこの審査会で明らかにしましょうというのが請求側の意図です。

宮本政志委員 だから、この資料の中にあるんじゃないですか。西善寺公会堂の積立基金について、これは別に弁明、言い訳じゃなくて、説明文書でしょう。現金で保管していました。その理由はこうですと。だから私の質問に教えてくださいよ。通帳には3月13日かな。現金がなかったんですか。現金もなかったし、確認しているんですか。現金もなかったし、

ないから通帳にも入金できなかったということを確認しているんならお聞きしたい。

矢田松夫委員 普通は、ああじゃこうじゃじゃなくて、常識的に考えた場合よ。

(発言する者あり) いやいや、常識的な考えであれば、そういうふうに住宅にお金を保管すること自体、あるかないかで、自宅に保管しよると本人が言うとりんじゃから、だから、自宅に保管している。自宅に行つて金を見たのかと。それは見てないよ。そこまで言うんなら、行って、菓子箱から見て、積立金がなんぼあるのか確認したのかと言われたら、そこまでしていないが、3月13日の総会の日、本来なら総会に普通、通帳を持ってくるはず。普通は常識的に。だから、そこにお金がないということは、通帳がないということは、疑惑を持たれたということ。その疑惑についてきちっと説明しなさいというのが審査会の主な趣旨なんよ。それをああだこうだって言ったって、そんなことは無理だ。じゃろう。

中島好人副会長 その辺は、是非本人の中で解明してもらいたいということだと思います。文面もあるけども、それはやっぱり本人の口から、文面ですから当然至らんこともあれば、もうちょっと詳しく話もしたいという内容もあろうから、それは今後、本人が来た中で明らかになるのではないかと思います。憶測で言ってみたってしょうがないかなと私は思っています。

宮本政志委員 中島副会長が言われることは、理解できるんです。僕もそう思うんです。だから、今2人は、通帳に残高がなかったとしても、つまり、記帳を3月13日にしていなかったとしても、現金で保管していれば、別段これは問題じゃないと言っている。でも本当に現金で保管していたのか、普通、常識的に考えたら、そこはどうも疑う余地があるんで、きっちりその辺りを説明して、事実をちゃんとここで解明したいということをおっしゃっているんでしょう。だから、現金もあつた。通帳の記

載は、ちょっと遅れたけどということだったら問題はないということでしょう。

中島好人副会長 多くの人に疑惑があるのは、その現金を流用したんじゃないかという、個人的な流用をしたんじゃないかという疑いもあるわけ。そこも含めて、本人に確認しないと分からないよねということを行っているわけですよ。

宮本政志委員 でも、流用の話になったら、ここは司法の場じゃないから、政倫審は終わりですよ、この場で。申し訳ない。その辺りを2人が言われるんじゃないかなと思っていたの。流用ってつまりどういうことと言ったら、これ犯罪でしょう、おたくらが言いたいのは。ここは司法の場じゃないんよ。流用のほうに話を持って行ってんやったら、例えば横領という言葉を出したりとか、それは政倫審と関係なくなるから、終わりよ、この場で。会長、申し訳ない。これはしっかり整理していただきたい。2人もその辺の発言は注意していただきたい。そうでしょう、流用と言ったら、これは事件よ。政倫審は司法の場ですか。民事訴訟や刑事訴訟を扱う場ですか。そうじゃない場で、そういった方向性のことを出すのであれば、政治倫理審査会は終わりですよ、会長。

伊場勇会長 この政治倫理審査会というのは、司法、捜査機関ではございません。議員としての行動規範について審査するところだと考えておりますので、流用とかいう言葉をちょっと使わないでいただきたい。横領とか、そういうところは、私らは判断できませんので、そこは気を付けていただきたいと思います。事実がどうだったのかというのを積み重ねる場ですから、よろしくお願いします。そのほか御意見はございますか。

大井淳一郎委員 ちょっと別の質問をしましょう。資料にも添付されておりますように8月22日の時点で、自治会の方が請求代表者として調査請求がなされました。そのことがあります、これは後日取り下げられてお



ります。ということは、自治会とすれば、この問題は自治会で解決すべき問題だという判断をされたとも受け取れるんですが、それにもかかわらず、8月29日に議員が3人で、ほぼ同じ内容で調査請求をされた理由を教えてくださいと思います。

中島好人副会長 出されたのは22日です。25日にある人が自治会長宅に伺って、そこで取下げの話が行われた。その179名の了解を得ないというか、明るる日の26日に取下げが行われたということになると、179名の意思というのは、そのまま残っているわけですから、やっぱりその辺の意思も明らかにしていくというか、そういうのは、もう知っていたから、新聞報道に出て、請求がされたということがあって、新聞報道がされたわけですから、そういう中で、それならということで、私たち3人が提出したという内容です。

大井淳一郎委員 請求代表者は取り下げる意思だけれども、そのほかに署名された人の意図を酌んで出されたという理解でよろしいのでしょうか。

矢田松夫委員 要するに、議員としてあるまじき行為があった場合に政治倫理審査会を設置するというのが条例の目的にありますよね。それに適合するんじゃないかということの大きな理由も一つあります。

大井淳一郎委員 ただ請求代表者、自治会の方が取り下げられていますよね。取り下げられるということは、この方は、もうこのことは政治倫理審査会のステージに上げないという意図だったにもかかわらず、議会人として3人は、この問題は看過できないという判断で出されたということでしょうか。それと内容が、資料として出されていますから言いますが、一部のタイトル名以外は、業務上横領違反容疑が、自治会長在職中に不適切な会計処理疑惑というものになっているだけで、あとほとんど同じなんですけど、この辺は、請求代表者のもともとの設置要求を酌んでやられたという理解でよろしいでしょうか。

矢田松夫委員 その前に今日出された、古い取り下げられた資料ですが、これは宮本委員から公開請求して出したと言われましたが、これは初めて今日見るものですか、皆さん方が。それは事務局どうですか。今まで公開はしていなかった、出していなかったということでもいいんですかね。(発言する者あり) 内容について確認があるから。

島津議会事務局次長 これは当然取り下げられたものですから、事務局で公開はしておりません。

矢田松夫委員 ということは、22日に出された以降も出していない、そして、初めて今回は取り下げた内容を公開したんだという理解でいいですか。

島津議会事務局次長 はい、外部に出すようなことはしておりません。

矢田松夫委員 分かりました。大井委員が言われたように全く同じ内容じゃないかと。全く同じ内容ではなくて、全く同じ政倫審に当たるということです、内容が。自治会代表の方が出されたのも、今回私たちが出したのも、政倫審に沿ってやってみると全く同じ内容の疑惑が生じたということでしたわけです。

大井淳一郎委員 8月22日で、もともとの方が出されておりますが、この翌日に新聞報道がなされております。事務局からありましたように、8月22日の時点では、この資料は、我々議員には全然知らされていないです。にもかかわらず翌日には新聞に出ている。これはどのような形でそうなったのか。これが表に出ていたんなら、新聞に出るのは当たり前なんですが、翌日には新聞に出ているということで、誰かがリークしたんじゃないかということが考えられるんですが、このことについて何か、矢田委員、心当たりと言っては御無礼ですが、ございますか。

矢田松夫委員 ありませんし、今までも市議会に関することは、翌日に出ることもたくさんあった。今までもあった。

大井淳一郎委員 矢田委員に心当たりがないのは分かりました。ただ、私が気になるのは、議会のことは翌日とおっしゃいましたが、表に出ているのは翌日に出るんですが、事務局が言われたように8月22日の調査請求書は表に出ていないんですよ。にもかかわらず、こうやって出るということは、なぜだろうかということをおっしゃっていただいた次第です。どこが新聞社の情報元か分かりませんが、矢田委員は心当たりがないということで、それは答弁として理解できました。事実としてちょっと述べさせていただきます。

宮本政志委員 今、大井委員が言われたことは、非常に大事なことですけども、ちょっと事務局にもう1回、私が情報公開請求をして出した今日の資料の件でお聞きしたいんですけど、もう1回整理するよ。次長も説明されたけど、これは取り下げられたものでしょう。ということは、取り下げられたものに関係するようなものが、簡単に聞くよ、表にぱっと出るものなんですか。つまり私が今日、こんなものをわざわざ情報公開請求なんかせんでもよかったという話になってはいけんから。その辺りをお聞きしたい。私の手続は間違っったのか。

島津議会事務局次長 先ほど、今日初めて出ましたというようなことを言いましたが、実際は9月26日に情報公開請求がありまして、それで表に出したことはあります。それ以外は、正式に事務局から表に出すというようなことはございません。

宮本政志委員 先ほど大井委員が新聞のことを言われたけど、大事なことで、これも大事で、情報公開請求をしたのは事務局、次長でもいいですけど、議員では私が初めてで1人かな。それと1件あったというのは、それは市民の方かな。名前は出さんでもいいけど。その辺りの件数を聞きたい。

岡田議会事務局庶務調査係書記 公開請求に関しては、市民の方から今日の分も含めて計2件出ていると理解しております。（「議員は」と呼ぶ者あり）公開請求に関しては、どなたが請求されたかを申しあげることではできません。ですので、現在2件出ているということです。

宮本政志委員 あんまり話がそれてはいけんけど、大井委員が先ほど新聞のことで非常に重要なこと言われたんで、この件も僕は言いよるの。もしね、こういったものが、ちまたに出た場合よ、こういうコピーとかが、そうしたら、もともところこういう政倫審のことで、山陽小野田市議会として真剣に議論しとるところで、ルールを破って、こういった資料がまた出回るようなことがあったらいかんなと思って、そんなときには、もうそれなりの大きな責任がかかってくるなということで、今ちょっと念を押したいだけです。話を戻しましょう。さっき中島副会長が何か政倫審について179人の意思を継いで、これを出されたんだと。矢田委員は、3人以上の議員がという要件に乗ってやったんだという二つのことを言われた。179人に政倫審に対して、取り下げられたけど、意思を継いでやったと言われましたね。まず1点目、これが取り下げられましたが、最初に出された方に取下げ理由をきちんと確認されているんでしょうか、されていないんでしょうか、お聞きします。

伊場勇会長 意思を継いでということだったんで、そのことについて、どうだったのかという質問だと思います。

中島好人副会長 22日に出した請求者は、そういう形で、いろいろな意味で署名を集められたと思うんですよね。取り下げるときには、取り下げますという確認はされていない。これは26日に会っていますから。そういう中で取り下げられた。本人1人の意思です。今後、こっちに参加したりとか、そういう体調がもたないだろうという話は聞いていますけども、そういう理由ですよね。署名して出した請求代表者以外の人は、

なぜ取り下げられたんだろうか。体調不良ということですから、そういうものは当然なぜなのかというのはあると思ったんで、意思を継いでというのは私のそういう思いです。

宮本政志委員 今回の説明からいくと、前回の請求書の方が取り下げた理由を的確に詳細までは確認はしてないと。それから179人のうち、どれぐらいの方が取り下げられたけど、納得いかん、政倫審立ち上げてくださと言われてたの、割合は。どれぐらいの意思をあなた方は継がれているの。お聞きしたい。さっきの説明では179人全員と受け止められるわけよ。だから179人の方に1人ずつお会いして、どれぐらいの方が取り下げられたけど、私は納得いかんから、あなた方が政倫審の立ち上げを請求して。そうすると、矢田委員が言った要件3人以上ですから、要件にのっとって出したんだということと整合性が取れるんで、何人ぐらいに確認を取って意思を継がれたんですか。ちゃんと説明せんとね。

中島好人副会長 そんなことが必要なんですか。(発言する者あり)いやいや、だから、いきなりの代表者の意思であって、ほかの人の確認、下げてもいいですかとか、そういう確認は取れていないわけです。そうすると、出されたわけですから、それならそういう意思を継ぐというのは、当然としてあると私が思うだけの話です。何人か何人かと聞くことが必要なんですか。

宮本政志委員 取り下げた後、179人の意思を継いでというようなことを発言されたじゃないですか。それで政倫審の請求を出したって。179人の意思を継いだんやったら、それを確認されたわけでしょう。179人の方が取り下げたけど、いや納得いかんと確認されたんでしょ。だから3人の要件を基に、政倫審を請求したんじゃないの。さっきのは全く違ったの。

中島好人副会長 そこまでね、180名の方が出して、誰かが取り下げの話を

して、明るる日に取り下げられたんですよ。何の形もなしに、体調不良という形の中で、取り下げられたわけですよ。出された後の人たちは、むしろ180名かも分からん、体調不良だったから。そこはあれですけども。だから、出された多くの人の思いというか、疑惑を解明してほしいと託された議会の中で、この審査会を立ち上げて、明らかにしてほしいと。こういう疑惑を解明してほしいと。いろんな思いで出されたわけですから、当然そのことを体調不良でおろされたけども、そのことを行っていくということは、議員としても大切な声じゃないかと思うんで。だけど、その百何人を確認したんかどうかというのが必要なんですか。

伊場勇会長 意思を受け継いでと言われたので、どういうふうに受け継いだのかということころは、多分、宮本委員が気になるところではないかと。

宮本政志委員 何度も言いますけどね。別に中島副会長を責めよるんじゃないくて、政倫審は事実の積み重ねでしょと僕は言っているの。だから、あなたがさっき言ったように、例えば180人か179人の方が、これ取り下げられたけど、納得いかんから、ちゃんと自分たちの意思を引き継いで政倫審を立ち上げてくれというふうな発言があつて、そう受け止めたから、それだけの西善寺の方々がそれを言われるんなら、やはりこれは重たい問題なんだなという認識を再度持たなければいけない。事実の積み重ねのために179人皆さんに確認を取られて、それだけの人数の方が取下げに理解できない、納得できないから、それを理由に政倫審を請求されたんですねという事実の積み重ねのために聞いているの。だから、意味があるか、ないかじゃなしに、事実の積み重ねが政倫審に必要でしょう。

矢田松夫委員 宮本委員が質疑するというのは、ちょっともう理解ができんのかな。 (発言する者あり) いや理解できんのか。というのが、意思を継いだら、どんな意思を継いだのか、どういう内容なのかというように言うんじゃないくて、最初に中岡委員が言うように、適否の適なんですか、こ

の資料が。この資料をそういうふうにもう認めたんだから、それについての内容について、事実確認したら、これはやっぱり議員として当然、政治倫理審査会に当てはまると。設置するに値するというので、3人が出したまで。逆に、立場が違くて、そっちにおる皆さん方が、実際に今日出された資料を見て、これは疑惑が生じるよなと思ったら、普通出すでしょう。その立場が違うだけなんです。それを、（発言する者あり）いや、それを何人の意思を継いだのかじゃなくて、（発言する者あり）いやいや違う、当然議員として、それは責務じゃないかと言うんですよ。違うの。（発言する者あり）いやそれでないよ。何で3人が取り下げたものを、何でまた3人が再び出したのかという。どういう意思を継いだかではなくて、もう1回政倫審の条例を見てください。

宮本政志委員 どういう意思を継いだんですかと内容を聞いたんじゃないで、180人の意思を継いだとおっしゃったから、180人全員に聞かれて意思を継がれたんですねと、そこだけ聞きよるの。事実の積み重ねがほしいの。それとも180人というのはたまたま言っただけで、もしかしたら数人かもしれんということなのか。事実の積み重ねです。

矢田松夫委員 だから事実でも、確かに必要だけど、さっきの自治会の総会で、何人の方がこれを言うたんか、何人がこれになったかって、全くその数字を全員に確認していないのに、これを政倫審に出すなという言い方というのは、非常に僕は……

伊場勇会長 誰も政倫審に出すなとか、そういう言い方をしてはいませんので、その辺はちょっと整理していただきましょう。ちょっとここで休憩いたします。30分まで休憩いたします。

---

午前11時20分 休憩

---

午前 11 時 30 分 再開

伊場勇会長 それでは休憩を解きまして、再開します。質問、意見のある方は  
挙手をお願いします。

吉永美子委員 ちょっと理解していなくて申し訳ないですが、②のところの事  
由の内容で、令和 2 年度一般会計虚偽記載についても 1 回説明してい  
ただいていいですか。

伊場勇会長 [REDACTED] が資料として出ております。

矢田松夫委員 [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

吉永美子委員 [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

矢田松夫委員 [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]



[Redacted]

奥良秀委員

[Redacted]

矢田松夫委員

[Redacted]

ちなみに、会計監査は3月6日です。

ちょっと日にちが間違っていれば、すみません。3月6日です。

奥良秀委員 令和3年度ですか。令和3年3月13日じゃないとおかしいんですけど、令和4年だったらおかしくなる。

矢田松夫委員 令和3年3月6日に会計監査をしております。

奥良秀委員

[Redacted]

矢田松夫委員

[Redacted]

奥良秀委員

[Redacted]

矢田松夫委員

吉永美子委員 なおさら分からなくなっただけで、令和3年3月6日に会計監査を行っているんでしょう。そのときに通帳を見るじゃないですか。そのときにも指摘がないんですか。が入って、ここには現金というか、要は記帳がないよねというところは、会計監査ですから、その時点では、なかったんですか。

矢田松夫委員 このときの監査報告書については、関係帳簿類、伝票類、貯金通帳いずれも適正に処理かつ記載されていることを認めますと。意味は分かりませんが、会計監査報告書はそうなっています。これは事実です。

吉永美子委員 だから適切に処理されていると監査委員が報告しているんでしょう。けどそのときには、積立てのお金が通帳に載っていないんでしょう。それで何で適切となるのか、もうこの時点から指摘がないとおかしくないですか。

奥良秀委員 そのときの自治会長がどなたになるんですか。

矢田松夫委員 対象議員です。

伊場勇会長 令和2年度、令和3年度の自治会長が、森山議員であったというところの中での会計の処理について話をされているところです。

奥良秀委員 私もちよっと分からない。公会堂というか、自治会館もまだ建設したこともないんですけど、1世帯当たり幾らというのがもし分かれば、何世帯ぐらいあったのかなというのが分かれば教えてください。

矢田松夫委員 さっき言った弁解チラシを見たら分かりますように、集金を令

和元年10月からの予定でしたが、皆様の御好意で平成31年4月から集金が始まった。これは2万4,000円ですが、年払い若しくは月払い。本人の選択制です。そして合計4万8,000円の積立金をしたいということでありましたが、これは補足ですけれど、いまだに4万8,000円を払っていない方もおられます。

奥良秀委員 ちなみになんですが、御存じかどうか分かりませんが、例えば、自治会のお金であれば、きちんとした帳簿を作っているのでは。要は、誰々さんがいつ、幾ら入れましたよとか、4万8,000円だったら4万8,000円入りました。月割りで2万4,000円でしたよとか、そういった帳簿みたいなものをつけられていたかどうかというのは分かりますか。

矢田松夫委員 これが分かったからこそ、6月15日に当時の自治会長代行というんですか、副会長が自治会内に回覧した中には、そのようなことについて計算した内容が、会計からもらった資料に基づいて、皆さん方に報告しているということでもあります。

奥良秀委員 私も自治会の総務部長をやっているんですけど、大体集金したら領収書をお渡しすると思うんですが、そういった領収書等が配られたかどうか、あとは控え書があったかどうかというのは、今ノートがないんであれば、そういったものがあるかどうか確認できるでしょうか。

矢田松夫委員 それは会計が持っております。会計担当が持っております。流れを言いますが、私が自治会員とすれば、私が班長、班長が会計、会計が自治会長、こういう流れなんですね。既にこの [REDACTED] というのは、ずっと見ても分かりますように、令和元年からお金は自治会長のところに行った。現金は行ったということは確認できております。

奥良秀委員 全ての領収書の控えがあって、そういったものを足していったら、

今 [ ] ですね、トータルが幾らになるか分かりませんが、これと合うということによろしいのでしょうか。それとも合わないのでしょうか。

矢田松夫委員 全く合っていません。 [ ] ですね。これは、どなたがという名前は言えませんが、自治会の方が全部調査をし、整理をされたことについては、7月24日の自治会臨時総会で、臨時総会というのは、一つは自治会長を決めること、二つが600万円の補助金の申請を取り下げること、そして三つ目は、この金の流れについて、7月24日に出されている資料があります。それを今度皆さん方にお渡しできればいいんですが、さっきじゃないけど、こんな資料を出しても、自治会のほうが許可したのかということになりますので、私はその資料に基づいて言うとなれば、不足金額は発生しております。ですから [ ] プラス不足金額は、通帳に入金をされていると。そういうのがあったということです。不足金額は、指摘されて入れたということです。指摘をされて入れたということです、残りのお金を、不足金額を。

吉永美子委員 監査が通ったというのが不思議でたまらないんですけど、監査委員は、普通2人置きませんか。1人だったら、なあなあでしてしまった可能性があるけど、2人いませんか。監査委員です。

矢田松夫委員 監査委員は2名おられます。私も聞いたんですが、前任の自治会長のときは、昼飯を出して監査をしてもらったと。いわゆる1日ですか、半日ですか。しかしながら、このようなときには、この2名の方については、5分から10分で終わったと聞いております。

宮本政志委員 今、奥委員も吉永委員も、非常に重要なことを言われているのは、①、②、③で言ったら①と③がちょっと関係してきて、今は②ですよ。でも5分だろうと10分だろうと1時間だろうと、会計監査の人って、要は通帳の残高ぱっと見るか、 [ ] の現金があれば、ぱっ

と [REDACTED] の現金があるかを見るのは、多分1分あればできることですよ。その辺りというのが、何か不思議やねという話も出ているんだけど、もう少し、ちょっとよく分かりますけどね。

矢田松夫委員 この中に自治会長をされた方もたくさんおられますけれど、会計監査というのは自治会の役員ですよ。ここの自治会については、会計監査用の会計監査なんです。会計監査をするための会計監査なんです。1年間通して会計監査するというものではない。会計監査をした日が会計監査の責務、その日なんですというふうに私は伺っております。だから、自治会長、副会長会、会計係とか、会計監査というのを普通は置くでしょう、役員の中に。だけど、今回のこの2名の方については、自治会の会計監査をするための、ですからたった1日の会計監査の役目だったということなんです。意味が分かりますか。（発言する者あり）ただそういうことの仕事なんです。

宮本政志委員 でも会計監査として、 [REDACTED] 恐らく会計監査報告というのに名前と印鑑を押して、自治会でするんでしょうから、1年通じてやろうと、1日だけやろうと、それはもう期間に関係なく責任というのはあるわけです。ちょっと話を整理したいんだけど、先ほど吉永委員が言われたことが何かすごい重要で、内容がよく分からないけど、これは会計監査しただから、問題ないんじゃないというのが普通でしょう。問題があるのは、そのときに通帳に記帳もなければ、その現金を確認して決算書ができた。そして、会計監査したということじゃないんですかね。それがよく分からない。

矢田松夫委員 私もよく分からない。これは常識的に考えられる事実なんです。ここが一番大事なんです。例えば2番目の関係帳簿類、伝票類、貯金通帳とかがあるんですね。一つはやっぱり自治会館の積立基金の通帳がなかったと。二つ目は、 [REDACTED] 普通だったらおかし

いねと言いますね。それがされていなかったから、こういう問題が今起こっているんです。私もおかしいと思うんですよ。どんな会計監査をしているのかなあと。普通だったら二つの通帳、一つはない。一つは通帳があるけれど、  
普通はそこで気が付くんですけど、なぜそれをしなかったのかは、私には分かりません。ただ、それは自治会長の責務もあるでしょう。全部証拠書類を出して、こうなっていますが、  
私が一時借りていたけど、これは年度内に、3月31日までに皆戻すから、ちょうど  
になりませうという説明があれば、さっきのような資料は出てこんわねということなんですよ。

宮本政志委員 今話を聞きよつたら、先ほどから西善寺公会堂の積立基金についてという一連の説明の文書をしっかり熟読して、  
②は何か一般会計虚偽記載とあるけども、これは虚偽とかというんじゃないで、例えば、  
なりなんなり分らんですよ。  
とか、そういう  
を、  
を、本来せんといけんやった。でも実際いろんなことがあって、できていなかったと。できていなかったけど、  
やったと思っていたと。だけど、できていなかったから、後から払って、そこでいろんなミスがあった。あるいは、なぜそういった問題がいろいろ起きたのかというのは、積立金についてという説明にいろいろ書いてあるんだけど、虚偽というよりも、そういうミスがいっぱい重なって、そして会計監査の人も何が何やら分からんくなって、  
でも現金はあるわ。そういう何か間違いがいっぱい重なって出てきたことで、結局、使っていたら問題かもしれんけど、使ってなかったら別段現金で保管しようと思つて通帳に入れようということですよ、矢田委員。

矢田松夫委員 虚偽というのは、先ほど吉永委員の質問にもありますけれど、実際、事実じゃないんですよ。さっき説明したように、実際そこに  
を出していないのに書いてある。あるいは出したけど、入金されてな



ろいろそういうところの問題点を出させるのがいいじゃないかというふうに思います。

吉永美子委員 分からないので教えてください。今言われた

矢田松夫委員

吉永美子委員

これが現実には渡していないという事実を確認しているということですか。

矢田松夫委員 そのとおりです。この「かけはし」は御存じですか。「かけはし」は分かりますね。それから、自治会の代表者が、社協に行って確認されておられます。要するに領収書を発行していないということです。

吉永美子委員 そうすると、今言われた

領収書がないということですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）これも領収証がないということですか。

矢田松夫委員 は、ここの社会福祉ですから、確認しました。自治会の代表が確認されました。これは入っていないということです。それから社は社協で確認されております。それは全部この「かけはし」



で、西善寺自治会の入金はない、記載されておられません。

吉永美子委員 今の [ ] はオーケー。ごめんなさい、ちょっとよく分からない。

伊場勇会長 矢田委員、ちょっと分かりやすく言ってください。入っているのか、入っていないのか。 [ ] のがありますが、それがちゃんと相手先にちゃんと納められているのかどうか、お願いします。

矢田松夫委員 まず [ ] については、入金されておられません。すみません。これは入っています。次の [ ] [ ] については、入金されておられません。それから [ ] [ ] については、入金されておられ、すみません。 [ ] もう一度言いますが、 [ ] [ ] については、入金されておられません。ここに掲載されていますが、入金されておられません。（発言する者あり） [ ] は払っておられません、ただそれだけで、払っていない。

伊場勇会長 [ ] は。

矢田松夫委員 [ ] は、代表の方が調査をされておられません。

伊場勇会長 分からないということですね。

矢田松夫委員 そうです。（発言する者あり） [ ] は入金されておられません。（発言する者あり） [ ] は、入金されていません。なぜ [ ] は入金されていないかというと、今年の6月23日に納入されておりますので、当時は入金されていなかったというのが正しい理解と思います。（発言する者あり） はい、 [ ] に現金で支出されているにもかかわらず、払っていないから、今年6月23日に納入されております。

そういう意味でいいですか。分かりやすいかね、会長。

伊場勇会長 意味は通じたと思います。

奥良秀委員 入金されなくて、後で入金されたというのは、年次を越えて入金されたということによろしいですか。

矢田松夫委員 そのとおりです。██████████に出金して、現金で渡したけれど、入金が今年の令和4年に入っているということでもあります。

宮本政志委員 ちょっと教えほしいのは、多分会計は通帳から、例えば██████████  
██████████じゃ、██████████じゃ、なんかで██████████要る、██████████  
██████████要りますよとあって、多分会計がおろして、現金で渡した。ところが  
そのときは払っていないのに、つまり領収もないにもかかわらず、決算  
書には払ったかのように出ています。なぜならば、例えばさっき一つ言  
われたのが今年の6月27日に納入されているものもあるんですよとい  
うことでしょうか、さっき言ったのはね。そうすると、政倫審の立場から  
考えた場合に、これって例えば二つの考え方で、一つは例えば本当に性  
格がずさんで、実際、これちょっと██████████に払わんといけんのよ、██████████  
██████████要るんよって預かっていたと。ところが何だかんだで忙しくて、何だ  
かんだで忘れとったと。でも「払ったか」と言ったら「払ったよ」と言  
って。「領収書は」と普通は会計監査が言うんだけど、それもない。つ  
まり自治会も案外ルーズやったと。全てがそんなのが重なったと。こう  
いう問題が何かいろいろ自分のルーズさとか自治会のルーズさが出てき  
て、おいおい調べてみたら、いっぱいこれが出てきたと。これはいけん  
とあって、別に流用とか使ったわけじゃないけど、ずさんさが出てきた  
から、今回出てきたというのだったら、これは政倫審かな。単なる性格  
のずさんさ、自治会のずさんさじゃないの。矢田委員と中島副会長は、  
その辺りどう思っているの。政倫審を出した側からいうと。流  
用、使った、そういうことが前提でということか。だから、その辺をや

らないと、さっき言ったように、ここは司法の場じゃないんで、どの辺を論点に持っていくかというのを、きっちり整理しとかないといけん。

矢田松夫委員 もう1回政倫審の条例を見てください。市民全体の代表として疑惑を持たれちゃいけんと、品位を汚しちゃいけんと。それに尽きるんじゃないか。違うの。自治会のことだから、この政倫審で扱うべきではないという結論に行くんかね。僕のほうから質問できんけど、（発言する者あり）いやいや、普通はできんの。だから、そういうのが実際にできるかどうかですね。実際できるかというのは、政倫審の条例に基づいて僕らが出したわけだよ。それについて政倫審になじまんということになるんだろうか、これが。疑惑を持たれたこと。そうしたら、議員というのは、自治会でも好きなことをしてもええというものではないじゃろう、それは。

宮本政志委員 矢田委員は政治倫理条例第3条第1号のことを言っていると思うけど、「品位と名誉を保持し」のところは、いいですかとか、あるいは前条のところとかを言っていらっしゃる。それはもう書いてあるんだから、そうですよと。ただ、そういったことで、こういう自治会の自治会長をしているときに、自治会もルーズ、本人もいろいろルーズさがあったり、ばたばたしたり、いろんな言い訳なのかもしれんけど、あると。そういったことで疑惑を持たれたと。だから、特に第3条第1号の「品位と名誉を保持し」のところの問題になるんだろうけど、そういったことで、政倫審ということですか。そこを確認したいの。つまり、さっきから流用とかいうのが出たら、司法の場になる。政倫審じゃないですよということを言いよるんだから。

中島好人副会長 話が戻るんですけども、要するにこうした問題も含めて、自治会内の話も、本人が忙しかったんじゃないとか、本人じゃないと分からない。何か今、代弁して一生懸命言っていますけども。だから、その辺も含めて、会長のほうで整理されるかも分からんけども、今日の審

議の中で、本人を呼んで、これとこれとこれが、この審議会の中で問題になっていると。この辺について、本人はどういうふうに弁明というか、  
どういうふうに答えるかというか、今のはそのことの中身の一つではないかと私は思います。だから、僕らも分からんのは、解明していこうと。  
そういうことです。

宮本政志委員 中島副会長が言うのはよく分かるの。だから、この西善寺公会堂の積立基金についてで、あらかたな説明ね、今日の政倫審の中で、全てを網羅する説明にはなっていないけど、そういったものも踏まえて、これも踏まえて、しっかり説明していただくと。片や、取下げが1回行われているんだから、もう自治会の中では解決している問題でしょういね。だから、疑惑を持たれるような、そういう品位と名誉にとということになれば、これは政治倫理の問題として、今から結論を出していかないといけませんねという解釈でいいですか。

伊場勇会長 いいですかという質問ですが、どちらか答えてください。

中島好人副会長 答えるとなると、もう1回。

宮本政志委員 もう説明をしていらっしゃるし、足らん部分は今から本人を呼んで、いろいろ聞いていくと。でも自治会はもう取り下げられているんだから、自治会は解決しているんでしょういね。そうすると、やはりそういう不適切な行動から疑惑を持たれたと矢田委員はおっしゃった。そうすると第3条第1号の「品位や名誉を保持し」というところに引っ掛かってくる。だからそういった前提で、今後政倫審の結論出していこうというふうなお考えを持っていらっしゃるんですね、いかがですかということをお聞きしている。

矢田松夫委員 そういう問題があるから政倫審の設置をただけであって、だから、そういう当たり前のことを聞くんじゃないかと、何のために今日1

日朝から集まっているかということに僕は言いたい。

伊場勇会長 当たり前のことを聞くんじゃなくて、当たり前のこととも確認して進めることが大事だと思っています。（「違う」と呼ぶ者あり）何が違うか言ってください。

矢田松夫委員 最初から政倫審の設置について、最初に中岡委員が言われたそのとおりと思うよ。それからずっとスタートして、だから私はさっきも言うたろ。何か意思を継いだかどうかじゃなくて、議員として当然の責務じゃないかと。第3条第1号とか、あるいは第2条第3項についてやりよるんだから、そういう共通認識でテーブルに座っているんだから、あえてそれを聞くこと自体がおかしい質問じゃのうと私は思う。思わなかね普通、そのために朝からやりよるんじゃないんかね。

宮本政志委員 僕がさっき言いたいのは、虚偽とか悪意とか、そういうような言葉を節々に使っておられるわけ。虚偽でそういうお金を使い込んだとか、悪意を持ってやったとか、そういうふうな方向に話を持っていかれるんなら、冒頭言ったでしょう。それはまた流用とか虚偽とか、あるいは横領とか、そういう問題というのは、また別の問題なってくるでしょう。ここは司法の場じゃないから、政治倫理の審査会としての場を前提としている場だから、僕らは議会なんだから。だから、そういう虚偽とかうんぬんじゃなくて、説明の足りない部分は、参考人として本人に来てもらって、説明の足りない部分を補足してもらおう。でも、そういう疑惑を持たれたんなら、第3条第1号の「品位と名誉を保持し」に違反する、抵触するんだから、政治倫理審査会としては、ちゃんとした結論を出していきましょう、そういう流れでいいんですよと確認しよるの。

大井淳一郎委員 今話にも出ましたが、実際に対象議員をお呼びして、私も会計的に聞きたいことがありますので、いつになるか分かりませんが、その機会を設けていただいて、それから、この倫理審査基準に違反するか

どうかを協議されたらよろしいかと思えます。

伊場勇会長 次の調査のやり方の決定について、ちょっと協議が行っていますが、まず、請求者からの聞き取りについては以上でよろしいでしょうか。

奥良秀委員 先ほど、令和4年8月22日に請求代表者から調査請求書を出されたときに、174名の方が、その意思で出されたということなんですが、現在、今回の請求者に対して、これは問題があるんじゃないかというような御意見とか、そういったものを耳にしたことはないでしょうか。

矢田松夫委員 出された方については、なぜ取下げに至ったのかという説明をしてくれという意見はあります。確かにあります。私どもが思ったのは、やっぱり本人の体調が悪いということであったということも含めて、致し方ないんじゃないかなということはあると思います。ただ、説明責任ということについての署名した人からの不満は確かにあります。

伊場勇会長 そのほかにございますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは以上で請求者からの聞き取りは、終えようと思います。これからのやり方について、昼を過ぎましたが進めさせていただきたいと思います。少し席を移動したいので、暫時休憩します。

---

午後0時5分 休憩

---

---

午後0時8分 再開

---

伊場勇会長 それでは休憩を解きまして、再開いたします。請求者からの聞き取りが終わりましたので、これからの調査のやり方について、決定したいと思います。聞き取りの中でも、対象議員になっております森山議員本人を呼んで、事実を確認するべきではないかという御意見がございました。これから参考人として、森山議員をお呼びしようと考えておりま

すが御異議ございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは次回、参考人として森山議員を呼びたいと思います。本日の会議録、内容をしっかり見てから、日程は決めたいと思います。正副会長で決めさせていただいて、また皆様に投げ掛けて、日程を調整させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

宮本政志委員 日程は正副でいいんですけど、今日の会議録はきっちり参考人で森山議員を呼ばれるのであれば、森山議員本人にも、議事録をきっちり確認してもらわんといけないので、少し時間が掛かると思いますから、余裕を持った日程調整をしていただきたい。その旨をお伝えしときます。

伊場勇会長 次回の質問に対して、ちゃんと参考人が答えられるような環境というのは、できるだけ作っていきたいと考えております。それ以外、その他にございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、以上で第2回の政治倫理審査会を閉じます。お疲れ様でした。

---

午後0時10分 散会

---

令和4年（2022年）10月3日

政治倫理審査会長 伊 場 勇